

薩摩川内市ロゴマークの非商業等使用に係る手続等に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、薩摩川内市ロゴマークの使用に関する要綱（平成22年薩摩川内市告示第122号）第15条の規定に基づき、商標登録を受けた薩摩川内市ロゴマーク（商標登録第5297386号。以下「ロゴマーク」という。）の適正な管理を図るため、業として生産され、若しくは加工された商品又は提供された役務における使用以外の使用（以下「非商業等使用」という。）に係る手続等に関して必要な事項を定めるものとする。

(使用の届出)

第2条 ロゴマークの非商業等使用を希望する者は、薩摩川内市ロゴマーク非商業等使用届出書（様式第1号。以下「使用届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

(変更の届出)

第3条 前条の規定により使用届出書を提出した者（以下「使用者」という。）は、使用届出書の記載事項に変更があった場合は、当該使用届出書を添付して速やかに薩摩川内市ロゴマーク非商業等使用変更届出書（様式第2号。以下「変更届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

(使用の中止の届出)

第4条 使用者は、ロゴマークの非商業等使用を中止したときは、速やかに薩摩川内市ロゴマーク非商業等使用中止届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

(使用上の遵守事項)

第5条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用届出書又は変更届出書に記載した内容を遵守し、市の信用又は品位を損なわないよう努めること。
- (2) ロゴマークについては、市が提供する清刷データ（CD-ROM）をもとに使用すること。また、清刷データは使用後市に返却すること。
- (3) 清刷の保存形式及び解像度など、清刷データは提供された状態を維持し、他の保存形式に変更し、又は解像度を低下させて使用しないこと。
- (4) ロゴマークを変形し、若しくは他の図形及び文字と重ね、又はその一部のみ用いて使用しないこと。
- (5) ロゴマークの非商業等使用に係る権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (6) ロゴマークの非商業等使用に起因する問題が生じた場合は、速やかに対処するとともに、その経過等について市に報告すること。

(使用者の責任等)

第6条 ロゴマークの非商業等使用に係る全ての責任は、当該使用者が負うものとする。

(使用料)

第7条 ロゴマークの非商業等使用に係る使用料は、無料とする。ただし、ロゴマークの表示に要する費用は、使用者の負担とする。

(調査)

第8条 市長は、ロゴマークの適正な管理を図るため特に必要があると認めるときは、関係職員にロゴマークの非商業等使用に係る状況等について実地に調査させることができる。

(無断使用への対応)

第9条 市長は、使用届出書を提出せずにロゴマークの非商業等使用がなされた場合においては、当該非商業等使用を無断で行った者に対し、その使用物件の回収等の措置をとることを求めることができる。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの非商業等使用に関し必要な事項は、観光・スポーツ対策監が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

薩摩川内市長

様

届出者 住 所

課所（団体）名

代 表 者 名

電 話 番 号

（ ）

印

薩摩川内市ロゴマーク非商業等使用変更届出書

薩摩川内市ロゴマーク非商業等使用届出書の記載事項について下記のとおり変更をしたいので、薩摩川内市ロゴマークの非商業等使用に係る手続等に関する要領第3条の規定により届け出ます。

記

1 届出番号	※変更できません
2 使用者 (届出者)	※原則、変更できません
3 使用期間	年 月 日から
4 使用対象	
5 変更内容	
6 変更理由	
7 備 考	

注 変更内容によっては、改めて薩摩川内市ロゴマーク非商業等使用届出書を提出していただく場合があります。

様式第3号（第4条関係）

平成 年 月 日

薩摩川内市長

様

届出者 住 所
課所（団体）名
代 表 者 名 ⑩
電 話 番 号 （ ）

薩摩川内市ロゴマーク非商業等使用中止届出書

薩摩川内市ロゴマークの非商業等使用を下記のとおり中止したいので、薩摩川内市ロゴマークの非商業等使用に係る手続等に関する要領第4条の規定により届け出ます。

記

1 届出番号	
2 使用者 (届出者)	
3 使用期間	年 月 日から
4 使用対象	
5 中止理由	
6 備 考	